

# 農地制度実施円滑化事業費補助金の効果的な活用について

平成 22 年 5 月 13 日  
岩手県農業会議

## 1. 趣 旨

農地制度実施円滑化事業費補助金（総額 52 億 5,900 万円）は、農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が従来の事務に加え、新たな農地制度によって新たに担う事務の円滑かつ適正な執行を支援するため、事業実施主体を農業委員会、都道府県農業会議等として平成 22 年度において国費 10/10 で新たに措置された。

事業の内容は、

- ① 農地法に基づく事務の適正実施
- ② 農地の有効利用の促進
- ③ 広域的な農地利用調整活動
- ④ 農地情報の共有化一に対する支援 を内容としている。

農業委員会の法令業務に関する事業費が措置されていることから、全ての農業委員会で予算を確保する必要がある。

さらに農業委員会の促進事務に関する積極的な予算の確保・活用を通じて、農業委員会・都道府県農業会議の活動と体制の強化を図ることが極めて重要となっている。

よって、以下により、全ての農業委員会で事業を十二分に活用し、所期の目的が達成されるよう全力で取り組むこととする。

## 2. 農業委員会における取り組み

- (1) 農地制度実施円滑化事業費補助金は、農業委員会の法令業務（農地利用状況調査、農地法第 3 条の現地調査、農地基本台帳の追加項目の入力等）の実施に関する事業費が措置されていることから、全ての農業委員会において予算確保を図る。
- (2) まだ事業申請していない農業委員会は、補正による確保を図り、できるだけ早い事業実施に取り組む。
- (3) すでに事業申請している農業委員会は、さらに追加（補正）の取り組みを進める。
- (4) 農地基本台帳を電算化している農業委員会は、システムの追加・改良のための予算を確実に確保する。

## 3. 市町村農業委員会の要望状況（平成 22 年 4 月 16 日時点）

- (1) 要望済み額 21 農業委員会 26,460 千円  
（農業委員会分として県が措置した当初予算額 102,000 千円）
- (2) 事業実施を検討中の農業委員会、または事業費補助金の確保額が低い農業委員会については、積極的な活用を願いたい。